

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

2023年9月号 (Vol.4)

### I. 重要法令改正等の紹介

1. 証券取引法の改正
2. マネーロンダリング防止法の改正
3. 商業マーケティングの拒否権行使に関する  
個人情報取扱ガイドラインの公表
4. 「(企業結合の事前届出対象を規定する) 公  
平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合類  
型の規則」の改正
5. 「公平取引法」改正案の公表
6. 性別平等雇用法の改正
7. 平均地権条例の一部改正の施行とその関連  
下位法令の施行

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

TEL. 03 5223 7736

[shigehiko.ishimoto@mhm-global.com](mailto:shigehiko.ishimoto@mhm-global.com)

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

[kanta.suzuki@mhm-global.com](mailto:kanta.suzuki@mhm-global.com)

台湾弁護士 紀 鈞涵

TEL. 03 6266 8557

[chunhan.chi@mhm-global.com](mailto:chunhan.chi@mhm-global.com)

### II. コラム

台湾における株式会社の「董事長」と「総経理」

### I. 重要法令改正等の紹介

#### 1. 証券取引法の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、水本 真矢

台湾では、2020年1月から全ての上場会社及び店頭公開会社<sup>1</sup>（以下、「上場会社等」）に監査委員会（中国語：「審計委員會」）の設置が強制されています<sup>2</sup>。今年、経過措置の下で、2020年当時董事・監査役の任期（最長3年）が満了していない会社を含めて、全ての上場会社等において監査委員会設置会社への移行が完了しました。これを踏まえ、上場会社等における監査委員会の監督機能を充実させるため、従来の監査役・独立董事の権限を調整する証券取引法が改正されました。なお、今回の改正案は2023年6月28日に公表され、6月30日から施行されています<sup>3</sup>。

主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 上場会社等が董事に対して訴訟を提起する場合、上場会社等を代表する者は、従来の監査役ではなく、監査委員会の決議<sup>4</sup>によって選任された代表者（共同

<sup>1</sup> 証券店頭売買センター（Taipei Exchange）のメインボードに上場している店頭公開会社。

<sup>2</sup> 金融監督管理委員会証券字第 10703452331 号令。

<sup>3</sup> 「中央法規標準法」13 条によれば、法規が公布又は発布の日から施行すると明らかに定めるときは、公布又は発布の日から起算して 3 日目に効力を発生するとされています。

<sup>4</sup> 監査委員会は、独立董事 3 名以上で構成され（14 条の 4 第 2 項）、監査委員会の合議は、2 分の 1 以上の同意によって行います（14 条の 4 第 6 項）。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

- 代表も可)とする(同法14条の4第4項)。
- (2) 独立取締役は単独で株主総会を開催することができず、対象会社の利益のため必要な場合も、株主総会の開催は監査委員会の決議によらなければならない(同法14条の4第4項)。
  - (3) 取締役が自己又は他人のために上場会社等との間で売買、賃貸借又はそのほかの法律行為を行う場合、上場会社等を代表する者は、監査役ではなく、監査委員会の決議によって選任された代表者(共同代表も可)とする(同法14条の4第4項)。
  - (4) 正当な理由によって監査委員会が開催できない場合、監査委員会の決議により決定すべき事項は、原則として取締役の3分の2以上の賛成によって行う(同法14条の5第3項)<sup>5</sup>。違反した場合、24万NTDから480万NTDの過料を課す(同法178条の1第1項)。

## 2. マネーロンダリング防止法の改正

執筆担当：紀 鈞涵、水本 真矢

台湾ではマネーロンダリングに使用する口座等を収集する行為や、口座等を他人に提供する行為の処罰が難しい点が問題となっていました。これらに対処する「マネーロンダリング防止法」<sup>6</sup>(以下、「本法」)の改正が2023年5月22日に立法院で可決され、2023年6月14日に公布、6月16日から施行されました(23条2項)<sup>7</sup>。今回の改正の主な内容は以下のとおりです<sup>8</sup>。

### (1) 口座等を収集する行為

犯罪グループは、マネーロンダリングや詐欺のツールとして、金融機関口座、仮想通貨口座、又は第三者支払機関の決済口座番号<sup>9</sup>(以下、「口座等」)を大量に収集することがあります。しかし、これまでは、台湾の法律上、口座の収集等を行う犯罪グループのメンバーを逮捕、摘発したとしても、その犯罪収益等が口座等に振込まれていない段階では、犯罪として処罰することが難しい場合がありました。そこで、本改正で、正当な理由なく口座等を収集し、かつ、①政府機関又は公務員へのなりすまし、②ラジオ、テレビ、電子通信、インターネットその他のメディアを通じた一般大衆向けの情報の流布、③AIその他の科学技術方法を利用して行う他人の肖像、音声又は電子的記録の利用、④対価を約束し又は交付して、口座等の交付・提供

<sup>5</sup> 但し、14条の5第1項10号で定めた事項について、独立取締役のメンバーに同意の意見を出してもらう必要があります。

<sup>6</sup> 中国語「洗錢防制法」

<sup>7</sup> 同脚注3

<sup>8</sup> なお、改正に関する当局の説明では、改正にあたり、日本の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」28条を参考にしたとされています。

<sup>9</sup> ここでいう「番号」とは、数字、文字、符号その他のほか使用者の身分を特定するに足りるコードを指します(改正理由第8点)。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

を受けること、又は⑤暴行、脅迫、詐術等の不正な方法を用いることのいずれかを行った者を「他人の口座等の収集行為」として処罰する旨の規定が追加されました（15条の1）。この規定に違反した場合、5年以下の懲役、拘留又は3,000万NTD以下の罰金に処し、又は併科することができると定められています。

### (2) 口座等を他人に提供する行為

口座等を他人の使用に供することは、本人確認等のマネーロンダリング防止措置を回避する行為であるともいえます。しかし、これまでは、詐欺やマネーロンダリング防止法2条に定めた罪<sup>10</sup>等の犯罪幫助犯として処罰可能な事例もあったものの、主観的な犯意の立証が難しく、適切な処罰が難しい状況でした。そこで、今回の改正では、自ら又は他人名義で金融機関で開設した口座、仮想通貨取引所又は第三者支払機関に申請した口座番号等を他人の使用に供してはならない旨が明確に規定されました（15条の2）<sup>11</sup>。

本規定に違反した場合、まず県（市）政府の警察局による警告が出されるとされ、①対価の約束又は交付があった場合、②交付又は提供した口座等が3つ以上である場合、③警察による警告を受けてから5年以内に再度違反した場合等、悪質性が比較的重大である場合には、3年以下の懲役、拘留又は100万NTD以下の罰金に処し、又は併科することができるとされています。

### (3) その他

上記のほか、法人の役員・従業員等が上記（1）と（2）の罪を犯した場合の法人の処罰規定や「他人の口座等の収集罪」の域外適用<sup>12</sup>についても規定が設けられました（16条）。

## 3. 商業マーケティングの拒否権行使に関する個人情報取扱ガイドラインの公表

執筆担当：鄭 鈺璇、森 康明

商品、サービスの宣伝行為等の商業マーケティング<sup>13</sup>活動における個人情報の利用

<sup>10</sup> マネーロンダリング防止法2条に定義された「マネーロンダリング」は以下の行為を指します。

- ① 特定の犯罪収益の出所を隠匿もしくは隠蔽し、又は他人が刑事訴追を受けることを回避できるようにする目的で、特定の犯罪収益を譲渡又は変更すること。
- ② 特定の犯罪収益の性質、出所、動き、所在、所有権、処分権そのほかの権利及び利益を隠匿し、又は隠蔽すること。
- ③ 他人の特定の犯罪による収益を受け取り、所持し、又は使用すること。

<sup>11</sup> 但し、一般の商業・金融取引慣行、親戚・友人間の信頼関係又はそのほか正当な理由に基づくものである場合は、例外とされています。

<sup>12</sup> 台湾（中華民国）国籍者が、台湾外においてこの罪を犯した場合でも処罰の対象となると定められています。

<sup>13</sup> 「商業マーケティング」（中国語「商業行銷」）の定義、内容は、「取引機会を得る為に、商品・サービス

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

等に対する消費者個人等の拒否権等について、国家発展委員会<sup>14</sup>は、2023年6月13日に「商業マーケティングの拒否権行使に関する個人情報取扱ガイドライン」<sup>15</sup>（以下、「本ガイドライン」）を公表しました。本ガイドラインの目的は、データ主体（個人情報等の主体である個人。以下、「本人」）による、非公務機関（会社等の民間企業、自然人等が該当します）の商業マーケティング活動に対する拒否権の行使に関する事項（拒否権行使前から行使後の事項が含まれます）の注意喚起にあるとされます。また、非公務機関に対しては、商業マーケティングにおける個人情報の適法な収集と使用にする際の参考を提供するものと位置付けられます。以下、本ガイドラインの要点を紹介します。

(1) 拒否権行使前の留意事項（第1点）

- ① 非公務機関は、最初に個人情報を利用して本人に対するマーケティングを行う場合、自社の名称を明示する必要があり、本人に、無料で迅速、かつ簡便にマーケティング活動を拒否する旨の意思を表明できる方法を提供しなければなりません（例えば、メールアドレス、無料電話、SMSでの問合せ、企業のウェブサイト、アプリ内におけるマーケティング情報の取消し等）。
- ② 非公務機関は、2回目以降、本人に対するマーケティング活動を行う場合、自社の名称を明示する他に、本人に、明確で理解しやすく、かつ容易にアクセスできる方法で、本人がマーケティング活動を拒否する為の情報を提供しなければなりません（例えば、企業のウェブサイトへの掲載）。

(2) 拒否権行使の際の留意事項（第3点）

- ① 本人は、いかなる理由であれ、随時、自由にマーケティング活動を拒否することができます。なお、拒否権を行使する方法は、制限されていません。
- ② 本人がマーケティング活動を拒否した場合、拒否の範囲及び内容に応じて、本人向けのマーケティングを直ちに停止する必要があります。拒否の意思表示が変更されない限り、本人に対するマーケティングは再開できません。

(3) 拒否権行使後の留意事項（第4点）

- ① 非公務機関は、本人から拒否権行使の意思表示を受けた後、その旨を記録、更新、まとめて整理する義務があり、自らが本人から拒否権行使の意思表示を受けたことを本人に通知しなければなりません。
- ② 非公務機関は、本人から拒否権行使の意思表示を受けた後、速やかに、その関

ス直接的・具体的に宣伝する商業マーケティング行為が本ガイドラインの対象である」とされています。

<sup>14</sup> 台湾では、2023年の個人情報保護法改正が正式に施行される前には、法人等の非公務機関の個人情報の取扱いに対する監督、管理の権限は、目的事業を所管する中央の主管機関や地方政府に分散しており、国家発展委員会は、個人情報保護法の法令解釈を司る機関に過ぎません。2023年5月の個人情報保護法の改正により、「個人情報保護委員会」が他の行政機関に対し独立の地位を有し、台湾における個人情報の取扱いに関する主務機関として新たに設立される予定です。

<sup>15</sup> 中国語「拒絶商業行銷指引」

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

係する従業員又は委託先に、個人情報利用の停止を通知しなければなりません。

(4) 商業マーケティングを委託する際の留意事項（第5点）

非公務機関は、他人に対して、商業マーケティングを委託する場合、受託者が個人情報保護法の定める義務を履行することを確保するために、例えば双方の契約において対応する約定を入れる等、適切な監督措置を採る必要があります。

#### 4. 「（企業結合の事前届出対象を規定する）公平取引法 11 条 1 項を適用しない企業結合類型の規則」の改正

執筆担当：呉 思定、塩崎 耕平

2023 年 6 月 28 日、公平取引委員会<sup>16</sup>（以下、「TFTC」）は、「公平取引法 11 条 1 項（企業結合の事前届出対象を規定）を適用しない企業結合類型の規則」<sup>17</sup>（以下、「届出免除規則」、企業結合の事前届出義務を免除する対象を規定する規則）を改正（以下、「本改正」）しました。

台湾では、公平取引法<sup>18</sup>11 条により、M&A 等による企業結合に際し、市場シェア又は売上高等が、一定の基準を満たした場合<sup>19</sup>、結合に先立って TFTC に届出をする必要があるとされます。但し、公平取引法 12 条 1 号から 5 号<sup>20</sup>、及び届出免除規則に規定される類型に該当する企業結合については、届出不要とされています。

従来、届出免除規則により、同一企業グループ内での組織再編について届出義務が免除されていたところ（届出免除規則 1 号から 4 号）、本改正により、これに加えて、「外国事業者が台湾域外で共同で合弁事業を設立又は運営して事業の結合を行い、かつその合弁事業が台湾域内で経済活動を行っていない場合」（届出免除規則 5 号）についても、届出義務がないことが明確にされました。

TFTC による本改正に関する説明によれば、届出免除規則 5 号における企業結合とは、その合弁事業が行う経済活動（商品やサービスの販売、見積もり、価格交渉、取引先との売買、請負、委任関係の構築等のビジネス活動）が、台湾域内の関連商品や

<sup>16</sup> 中国語「公平交易委員会」。日本における「公正取引委員会」と類似する組織です。

<sup>17</sup> 中国語「不適用公平交易法第十一條第一項之結合類型」。

<sup>18</sup> 中国語「公平交易法」。概ね日本における独占禁止法や不正競争防止法が規定している事項について定める法律です。

<sup>19</sup> 対象となる企業結合の定義及び届出基準の詳細は、『台湾ビジネス法務』（商事法務、2022 年 12 月）77 ページ、78 ページ及び 205 ページをご参照ください。

<sup>20</sup> ①企業結合に参加する事業者又はその事業者が議決権付株式を完全に所有する子会社が、議決権付株式又は資本額の 50%以上を既に有している事業者と企業結合をするとき。②結合に参加する複数の事業者の議決権付株式又は総資本額の百分の五十以上を、一の事業者がそれぞれ所有する場合において、当該複数の事業者が企業結合をするとき。③事業者が、自らの事業もしくは資産の全部もしくは主要部分又は別個に営む事業の全部もしくは一部を、新たに設立する他事業者に譲渡するとき。④会社法 167 条 1 項又は証券取引法 28 条の 2 に従い、株主が保有している株式を取得することにより、現株主に 10 条 1 項 2 号の状況が生じたとき。⑤再投資のため子会社を設立することにより、当該子会社の株式又は資本額の全部を取得するとき。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

関連サービス市場の需要と供給に関係しないことを意味するとされています。例えば、合併事業が製造した製品が台湾域外でのみ販売されるか、全ての製品が外国にある親会社に販売され、台湾域内の関連市場の需要と供給に影響を及ぼさない場合が想定されています<sup>21</sup>。同説明では、改正理由について、届出免除規則 5 号における企業結合は台湾市場との関連性が比較的 low、台湾関連市場に直接的、実質的、かつ合理的に予見可能な影響を及ぼさないため、規制する実益がない旨が述べられています<sup>22</sup>。

また、本改正に伴い、2023 年 6 月 30 日、台湾域外における企業結合案件に対する TFTC の管轄権の有無に関する考慮要素を規定した「公平取引委員会の域外における企業結合案件の処理原則」<sup>23</sup>が廃止されました。

## 5. 「公平取引法」改正案の公表

執筆担当：呉 思定、塩崎 耕平

2023 年 6 月 6 日、公平取引委員会<sup>24</sup>（以下、「TFTC」）は、公平取引法<sup>25</sup>改正案（以下、「本改正案」）を公表し、2023 年 8 月 5 日に意見募集期間が終了しました。まだ意見募集稿の段階ではありますが、TFTC による関連説明<sup>26</sup>なども踏まえ、特に以下の点についての今後の立法動向が注目されます。

- (1) 企業結合に関する届出の要否基準について、これまでは基準の一つとされていた市場シェアに基づく基準が廃止され、主に売上高を基準とする方向で検討されています（11 条）。
- (2) カルテルの規制対象について、これまで規定されていた「同一の生産又は販売段階において競争関係にある複数の事業者」（以下、「水平関係にある事業者」）による典型的なカルテルに加え、水平関係にある事業者と他事業者（他事業者は、水平関係にある事業者と垂直関係にある事業者等）の合意等により、商品又は役務の価格や地域等を拘束する等し、生産又は商品取引もしくは役務需給の市場の機能に影響を与える（水平的な制限効果を有する）行為もカルテルとして規制対象とする方向で検討されています（14 条）。たとえば、商品を製造する事業者が、各販売店に価格のコントロールを要求し、製造事業者と各販売店が、最終的に転売価格を統一する形で共同決定する行為を 14 条で規定するカルテルの規制対象とすることが想定されているものと

<sup>21</sup> 届出免除規則改正草案比較表（中国語「不適用公平交易法第十一條第一項之結合類型公告修正草案對照表」）における説明の第二項。

<sup>22</sup> 届出免除規則改正草案比較表（中国語「不適用公平交易法第十一條第一項之結合類型公告修正草案對照表」）における説明の第一項。

<sup>23</sup> 中国語「公平交易委員會對於域外結合案件之處理原則」。

<sup>24</sup> 中国語「公平交易委員會」。日本における「公正取引委員会」と類似する組織です。

<sup>25</sup> 中国語「公平交易法」。概ね日本における独占禁止法や不正競争防止法が規定している事項について定める法律です。

<sup>26</sup> 「公平取引法の一部を改正する法律案」に関する説明資料（中国語「公平交易法部分條文修正草案總說明」）

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

解されます。

- (3) 景品類の不当な提供により、取引機会を奪取する行為を禁止する規定(23条)について、欧米の立法例を参考として、削除される方向で検討されています。

今後は、TFTCが集まった意見を踏まえて検討した改正案を行政院に提出し、行政院会議の決定を経たうえで行政院が立法院に法案として提出するとの流れとなる予定です。

## 6. 性別平等雇用法の改正

執筆担当：呉 思定、森 琢真

2023年8月16日、「性別雇用平等法」<sup>27</sup>の改正(以下、「本改正」)が公布されました。本改正に伴い、法律の名称も「性別平等雇用法」<sup>28</sup>(以下、「本法」)に変更されました。本改正は、職場におけるセクシャルハラスメント(以下、「セクハラ」)の防止を目的とした規制の強化を主な内容とし、2023年の台湾版「#MeToo」運動の成果とも言われています。

なお、本改正には、既に2023年8月18日に施行された部分<sup>29</sup>と、2024年3月8日に施行が予定されている部分があります。以下、特に注目される施策について、各施行日に分けて説明します。

### (1) 2023年8月18日施行分

#### ① 「権威セクハラ」<sup>30</sup>の導入

職場におけるセクハラ防止について、従来の本法の規制では、セクハラの加害者と被害者の権力関係による法的扱いの区別は特にありませんでした。本改正では、「雇用、求職、又は職務に基づく関係において指揮や監督を行う者が、その権威や機会を悪用して相手に対して行ったセクハラ」を「権威セクハラ」と新たに定義し、これについての特別規定が導入されました(12条2項)。

#### ② 「権威セクハラ」の行為者に対する懲罰的損害賠償の導入

権威セクハラは、行為者の地位等により、以下の類型に区分されます。

「最高責任者」(例：株式会社の董事長)等<sup>31</sup>によるセクハラは、「特別権威セクハラ」として、被害者の加害者に対する損害賠償請求訴訟において、懲罰的損害賠償として、損害額の3倍から5倍に相当する金額を、損害額に加えて請求で

<sup>27</sup> 中国語「性別工作平等法」

<sup>28</sup> 中国語「性別平等工作法」

<sup>29</sup> 同脚注3

<sup>30</sup> 中国語「權勢性騷擾」

<sup>31</sup> 中国語「最高負責人或僱用人」。最高責任者(中国語：「最高負責人」とは、法人組織の代表者又はそれに相当する職務の人等を指します(12条8項2号)。「雇用人」(中国語：「僱用人」)は本改正に導入された概念ですが、本法において「雇用人」という用語を定義しておらず、その具体的な意義については、今後主管機関より公表される関連解釈等を参照する必要があると思われます。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

きるとされます（27条6項）。

また、特別権威セクハラに該当しない権威セクハラ（例：中層管理職からその部下に行われたセクハラ。以下、「一般権威セクハラ」）の場合にも、懲罰的損害賠償に関する規定は適用されますが、懲罰的損害賠償額は損害額の1倍から3倍に設定されています（27条5項）。

なお、権威セクハラ以外のセクハラ（一般セクハラ）については懲罰的損害賠償の規定は設けられていません。

## (2) 2024年3月8日施行分

### ① 労働時間外に発生したセクハラに対する本法適用

労働時間外に、同一事業単位の同僚、共同作業関係もしくは業務関係のある異なる事業単位の従業員、又は最高責任者等から労働者に対して行われたセクハラも、本法の規制対象となります（12条3項）。

### ② 雇用主のセクハラ是正措置等の義務に関する内容の明確化

雇用主がセクハラの発生を知った場合、以下の是正・救済措置を迅速に実施する義務があることが明記されました（13条2項）。

- (a) 雇用主が通報によらずに、セクハラの発生を知った場合）本人の意向により、通報の申立てに関する協力
- (b) 再発・被害継続防止策の実施（業務内容や場所の調整を含む）
- (c) カウンセリング、医療・心理相談、社会福祉サービス等の提供又は紹介
- (d) セクハラ被疑行為に対する調査
- (e) 加害者に対する適切な懲戒又は処分等

### ③ セクハラの内部通報に関する通知・報告義務の導入

雇用主は、被害者からのセクハラ通報を受けた場合は労働主管機関に通知を要し、また、セクハラであると判断した場合はその処理結果を労働主管機関に報告しなければならないとされます（13条4項）。

### ④ 労働主管機関に対する通報申立の要件と期限

従業員や求職者は、原則として、セクハラ被害をまず雇用主に申立てなければならず、直接労働主管機関に申し立てることはできません（32条の1）。但し、申し立てられた者が最高責任者等である「特別権威セクハラ」の場合、「雇用主がセクハラを処理しない場合」、又は「雇用主の調査又は懲戒結果に不服がある場合」は、例外的に、労働主管機関に直接申立てをすることも認められます。なお、労働主管機関への申立には、それぞれ一定の期限が設けられています（詳細は以下の表をご参照）。

### ⑤ 特別権威セクハラ調査期間中、業務調整や休職申請の拒否不可

労働主管機関が「特別権威セクハラ」の調査を行っている間、申立人（労働者）は、「職務調整」又は「休職」を申請することができ、雇用主はその申請を拒否できないこととされています（32条の2第5項）。



## MHM TAIWAN NEWSLETTER

本改正による、各種類の職場セクハラの定義、損害賠償責任及び労働主管機関への通報提出期限を整理すると以下のとおりです。

	定義	加害者の民事損害賠償責任	労働主管機関への通報提出期限（いずれかの期限を超えた場合、受理されない）
特別権威セクハラ（新設）	最高責任者（例：株式会社の董事長）等によるセクハラ	損害額以外、損害額の3倍から5倍に相当する懲罰的損害賠償が命じられる	退職してから1年。行為終了から10年 <sup>32</sup> 。
一般権威セクハラ（新設）	特別権威セクハラではない権威セクハラ（例：中層管理職からその部下に行われたセクハラ）	損害額以外、損害額の1倍から3倍に相当する懲罰的損害賠償が命じられる	セクハラを知ってから3年。行為終了から7年（事前に内部通報の申立が必要） <sup>33</sup>
一般セクハラ	権威セクハラではないセクハラ	損害額	セクハラを知ってから2年。行為終了から5年（事前に内部通報の申立が必要） <sup>34</sup>

※なお、セクハラ発生時に申立人が未成年者であった場合は、成人に達した日から3年以内は、上記の表の期限は到来しないものとされます。（32条の1第3項1号）。

本改正施行前に発生したセクハラであっても、これについての調査が本改正施行日までに終了していない場合、又は本改正施行後に通報を受けた場合は、新しく施行された規定に従う必要があるとされます。但し、本改正施行前に行われた手続には影響が及びません（39条の1）。

<sup>32</sup> 本法 32 条の 1 第 3 項 2 号

<sup>33</sup> 本法 32 条の 1 第 2 項 2 号

<sup>34</sup> 本法 32 条の 1 第 2 項 1 号

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

## 7. 平均地権条例の一部改正の施行とその関連下位法令の施行

執筆担当：蘇 春維、江口 拓哉

以前のニュースレターでご紹介したとおり（[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023 年 3 月号 \(Vol.2\)](#) 参照。）、2023 年 2 月 8 日に、投機的取引による不動産価格高騰の抑制と国民の居住に関する権利の確保を目的とする「平均地権条例」<sup>35</sup>（以下、「本条例」）の一部改正が公布されました。そのうち、投機的行為に対する罰則の整備（本条例 47 条の 5）を除き、住宅購入契約に関する転売制限（同 47 条の 4）、私法人による住宅用建物購入の事前許可制等の整備（同 79 条の 1）、通報報奨金制度の整備（同 81 条の 4）、解約等情報の登録申告（47 条の 3）等は、同年 7 月 1 日に施行され、同時に、これらに関する下位法令<sup>36</sup>も施行されました。

このように一部の条項の施行時期を遅らせた趣旨は、当該条項の実務に対する影響が大きく、詳細な申請・審査手続や所要書類等を規定する下位法令を策定するには時間がかかることを考慮したものです。

2023 年 7 月 1 日に施行された本条例 47 条の 4、79 条の 1、81 条の 4、47 条の 3 及びその関連下位法令の主な内容は以下のとおりです。

**(1) 住宅購入契約に関する転売制限**

造成工事完了前の住宅<sup>37</sup>や新築住宅<sup>38</sup>の買主は、原則として売買契約締結後、売買契約（の買主の地位）を第三者に譲渡し、又は転売してはならないとされます。但し、配偶者、直系血族又は二親等以内傍系血族との間の譲渡又は転売の場合、又は内政部が公告する特殊な事情で地方政府による許可を受けた場合には、例外的に譲渡、転売が認められます（本条例 47 条の 4 第 1 項）<sup>39</sup>。

契約締結等の後、例えば、①買主が法に基づく自己都合以外の理由に基づく離職をし、かつ 6 か月以上就職していない等があるとき、②買主又はその家族が重大な

<sup>35</sup> 中国語「平均地権條例」

<sup>36</sup> (1) 「造成工事完了前の住宅及び新築住宅にかかる売買契約の譲渡可能又は転売可能の状況」（中国語「預售屋及新建成屋買賣契約得讓與或轉售情形」。以下、「譲渡転売可能規定」）

(2) 「造成工事完了前の住宅及び新築住宅にかかる売買契約の譲渡又は転売の審査に関する規則」（中国語「預售屋及新建成屋買賣契約讓與或轉售審核辦法」。以下、「審査規則」）

(3) 「私法人による住宅の用に供する建物の購入の許可に関する規則」（中国語「私法人買受供住宅使用之房屋許可辦法」。以下、「許可規則」）

(4) 「内政部が平均地権条例第 79 条の 1 第 1 項に基づき公告する私法人にかかる許可が免除される状況」（中国語「内政部依平均地権條例第七十九條之一第一項公告私法人免經許可情形」。以下、「許可免除規定」）

(5) 「不動産の販売売買及び情報申告登録案件にかかる通報報奨金及び過料の割当と運用に関する規則」（中国語「不動產銷售買賣與申報登錄資訊案件檢舉獎勵及罰鍰提撥運用辦法」。以下、「通報規則」）

<sup>37</sup> 中国語「預售屋」。建築物の建造許可は下りたものの、造成工事が完成しておらず、将来工事完了の建築物を取引目的物とするもの（審査規則 2 条 1 号）。

<sup>38</sup> 中国語「新建成屋」。造成工事が完了し、使用許可は下りたものの、建物所有権初回登記手続（保存登記）（中国語「建物所有權第一次登記」）が完了していない住宅（本条例 47 条の 3 第 5 項、審査規則 2 条 2 号）。

<sup>39</sup> 違反した場合、取引の戸数・棟数ごとに 50 万 NTD から 300 万 NTD の過料が科されます（本条例 81 条の 3 第 1 項）。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

疾病に罹患した等があり、医療機関の専門医師に6か月以上の全日介護が必要と診断されたとき、③買主（自然人）が契約上の権利を他の共同買主としての自然人又は法人に譲渡し、又は転売する等といった内政部が公告する特殊な事情があるときに、地方政府による許可を受けた場合は、売買契約（の買主の地位）を第三者に譲渡し、又は転売することができます（本条例47条の4第1項但書、譲渡転売可能規定2点）。この場合、譲渡又は転売が認められる戸数・棟数は、1人の買主について、全国で2年ごとに1戸（棟）に限られます（審査規則6条）。

### (2) 私法人による住宅用建物購入の事前許可制等の整備

私法人が住宅用建物を購入する場合、原則として事前に利用計画書等を提出し、内政部の許可を取得する必要がある、かつ不動産登記手続完了後5年の間は、住宅用建物の移転、譲渡又は予告登記をすることができないとされました（本条例79条の1第1項、第3項）。

私法人が住宅用建物の購入許可を内政部に申請するには、その申請用途は、例えば、①宿舍（但し累計戸数が経常的雇用従業員数を超えてはならない）、②居住の用に供する賃貸経営（但し私法人の営業項目に不動産賃貸業を含まなくてはならない）、③共同建設、都市再開発の実施又は参加、都市の危険及び老朽化した建築物の再建、④老人福祉施設や心身障害者の福祉施設の場所等のいずれかに限られるとされました（許可規則3条、4条、5条）。

### (3) 通報報奨金制度の整備

不動産の販売、売買又は実勢価格登録の申告にかかる法規違反について地方政府の当局に通報し、調査の結果通報内容が真実であることが確認され、過料の処分がなされた場合、通報者に対して、納付された過料の総額のうち一定の金額が報奨金として支払われます（本条例81条の4）。

なお、内政部が本条例81条の4に関して公表した通報規則では、通報の対象となる違法行為<sup>40</sup>、通報手続き、通報方法（書面又はメール、陳述事項の記載）、通報報奨金（実際納付された過料の総額の30%、最大1,000万NTD）の拠出、通報者実名制と通報者個人情報の守秘義務等が定められています。

### (4) 解約情報の登録申告

契約締結の情報の登録申告に加え、造成工事完了前の住宅についての売買契約が解約された場合、販売者又は不動産仲介業者は解約日から30日以内に地方政府の当局に登録申告を行う必要があるとされました（本条例47条の3第2項）<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 例えば、①登録した実勢価格情報が真実でないこと、②法定申告期限までに情報を登録しないこと、③本条例47条の4第3項に違反して造成工事完了前の住宅や新築住宅の売買契約（の買主の地位）を第三者に譲渡し、又は転売すること等。

<sup>41</sup> 違反した場合、取引の戸数・棟数ごとに3万NTD～15万NTDの過料が科されます。是正命令を受けても申告を行わない場合、最大30万NTD～100万NTDの過料が科されます（本条例81条の2第2項）。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

## II. コラム 台湾における株式会社の「董事長」と「総経理」

執筆担当：呉 思定、紀 鈞涵、鈴木 幹太

台湾の株式会社<sup>42</sup>（以下、「会社」）には、対内的に株主総会、董事会の議長をつとめ、対外的に会社を代表する権限を有する「董事長」が存在します。一方で、定款、契約で定める職権の範囲内で、日常の会社経営（董事会の決定した業務執行の遂行等）、を担う経理人の中で最上位の者を指す「総経理」をおいている会社も少なくありません。董事長と総経理を同一人物が兼任するケースもありますが、別の人物がそれぞれ担当するケースもあります。こうした肩書きは日本の会社にはないものですが、台湾の会社ではいずれの役職も重要です。本コラムでは、これらの法的位置付け、権限等について、整理します。

## 1. 董事長と総経理の法的位置付け、権限等

## (1) 董事長

台湾会社法<sup>43</sup>において、董事<sup>44</sup>は日本法の取締役と類似する機関で株主総会において、選任されます。

董事長は、董事会で董事の中から1名が選任され、対内的に董事会と株主総会の議長として、董事会を招集する等の権限があり、対外的には会社を代表する権限を有し（203条の1第1項、208条3項）、会社運営に関する事務を処理する権限を有します（208条5項により、57条を準用）。会社を代表する権限を有する点においては、董事長は日本法の代表取締役に類似する機関です。但し、日本法では、代表取締役は複数選任することができるのに対して、台湾法では、董事長は1人しか選任できないという点に違いがあります。

董事長（董事）と会社との関係は、委任関係とされ、報酬は株主総会の決議により定められます。

董事長は他の董事と同様に、会社の責任者であって（8条）、会社に対する忠実義務及び善管注意義務（23条1項）等を負い、これに違反して会社に損害を与えた場合、損害賠償責任（23条1項）を負うこととなります。

## (2) 総経理

「総経理」<sup>45</sup>という役職は、台湾会社法上定められているものではありません。台湾会社法上、「経理人」に関する規定しかありません。一般的に「総経理」は、業務

<sup>42</sup> 中国語「股份有限公司」

<sup>43</sup> 中国語「公司法」

<sup>44</sup> 中国語「董事」

<sup>45</sup> 但し、台湾会社法2001年改正前に「総経理」に関する規定がありますし、さらに、改正前の会社法38条は、会社がその定款の規定により、副総経理、協理又は副経理をそれぞれ1名又は複数名設置することができるかと定めていました。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

執行機関（任意設置）として会社法上規定されている「経理人」に該当するケースが多く、実務上、会社内の経理人の中で最も上位の役職をいいます。経理人は、法的には人数が制限されません。経理人と会社との関係は、原則として委任関係とされますが、労働者としての地位をあわせ持つケースもあります。

総経理を含む経理人は、董事会で選出され、報酬も董事会で決定されます（29条1項）。経理人は定款又は契約によって付与された職務執行の範囲内で会社の責任者となり（8条2項、31条1項）、会社のために事務を管理し署名をする権限を有し（31条2項）、法令や定款、株式総会及び董事会の決議を遵守して業務を執行する義務があり（33条）、忠実義務及び善管注意義務（8条2項、23条1項）を負います。関連する義務に違反し、会社に損害を与えた場合、経理人は損害賠償責任（23条1項、34条）を負います。

台湾の実務では、董事長と総経理を兼任するケースもありますが、日常の業務が、董事長としての業務か、総経理としての業務か、報酬を董事長として支払うか、総経理として支払うか等が問題となるケースがあります。

## 2. 総経理の権限に関する実務の状況と対応

前述のとおり、台湾会社法によれば、董事長が会社を代表する権限を持つとされている一方、総経理（経理人）が日常の会社経営を担う最上位の役職者で、定款又は契約に定める範囲内において、会社のために事務を管理し署名をする権限を有するとされています。このため、それぞれ別の人物が選任された場合、特に会社の日常の業務執行や運営について、総経理単独で決定できる事項かどうか、判断が難しいケースがあります。

この点、会社において総経理が設置されていても、董事長や董事会の指示のもとで業務を遂行し、日常の業務執行について、権限が比較的狭いケースもあります。

一方、日本の親会社の役員ないし従業員が台湾子会社の董事長となっている場合、董事長が必ずしも台湾に常駐しておらず、現地で選任された総経理が日常の業務遂行等に広い権限を持つ運営がされているケースもあります。こうした場合、董事会や、董事長（場合によって、株主）の承認を得るべき事項なのか、総経理が単独で意思決定できる事項なのか不明確になりがちという問題があります。こうした事態を避けるため、総経理と委任契約を締結し、職権の内容を明記した上で、董事会（又は総会）で決議しておく、又は権限分配規定を定めるといった対応が考えられます。

## MHM TAIWAN NEWSLETTER

### 文献情報

- 書籍 『台湾ビジネス法務』（2022年12月刊）
- 出版社 株式会社商事法務
- 編者 森・濱田松本法律事務所 台湾プラクティスグループ
- 著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、紀 鈞涵、蘇 春維、鄭 鈺璇、吳 思定